

メロ人口を排除し、拘留する必要があるという軍部の判断には、実際の裏付けがあったかどうか。ロストウは続けての次のように述べている。

「もし裁判所が勇気をもって、すすんで法を擁護し全計画を違法であると判決していたならば、この出来事は国家的不祥事ではあったが、一時的な、すべて取りかえしのつく事件として終わったであろう。しかし裁判所は思いきりのわるい遅延のあとで、計画の主要点を支持した。このことは戦時の愚かな事件を政治的原理と法の永久部分とにしてしまった」。

ロストウは戦時の緊急事態という名のもとに行われたアメリカ社会の少数派の人権侵害を、最高裁判所が正す勇気をもたなかったことを批判する。判事に法創造の自由を認めるかわりに、その権限の行使にあたって判事は責任を自覚しなければならないことを強調するロストウの立場は、人々の道徳的責任に直接うったえかける説得力をもっている。ロストウの日系アメリカ人事件にかんする判決批判の理論には、たしかにすぐには一般の憲法学者の支持を得るのがむつかしいよ

うな主張をもふくんでいる。たとえば、緊急非常事態が去ってから下された判決において、最高裁判所は開戦直後の軍部の判断を、その当時の時点にたって審理するにとどまらず、判決を下す時点までの諸情勢の変化をも当然に考慮に加えるべきであるとする主張などは、議論の余地があるといえよう。しかし、それにもかかわらず、日系アメリカ人事件判決において最高裁判所が他の政府分門が犯した誤りを正しえなかったことは、『至高の大権』にともなう責任を全うしていないとするロストウの論難は、以後の最高裁判所を積極的な活動へとつながした、すくなくとも一つのモメントとして評価されるものであろう。

本書は別々の機会に発表された論文を集めたものであるが、リアリズム法学の立場にたって、最高裁判所による司法審査権の積極的な行使を主張するロストウの終始一貫した論旨につらぬかれている。なおネイザンセンによる本書の著者の立場に好意的な書評が 77 *Harvard Law Review* 1361 (1964) に掲載されている。(同志社大学法学部専任講師)

*The United States and The Ear
Eastern Crisis of 1933-1938: From the Manchurian
Incident Through the Initial Stage of the Undeclared
Sino-Japanese War.*

By Dorothy Borg. Harvard University Press: Cambridge, Mass., 1964.

麻 田 貞 雄

1930年代におけるアメリカの極東政策については、これまで数多くの著作があらわれた。しかしそのほとんどが、満州事変あるいは日米開戦直前の2、3年を取り扱ったもので、中間の時期については、本格的な研究がなかった。1933年から1938年までの5年間といえは、満州事変に引き続く日本の大陸進展、ワシントン条約体制の崩壊、中国における抗日運動の展開、日中戦争の勃発など、動乱の時代であり、アメリカの極東政策にとっても多難な時期であった。本書の価値はこの空白を埋めるのみにとどまらず、従来一般に行なわれてきた解釈を大幅に修正している点にある。

衆知のように、第二次世界大戦後アメリカ史家の間で、米参戦をめぐる Roosevelt 外交について論争が繰り広げられた。この論戦には、ニュー・ディール時代からの「孤立主義陣営」と「国際派」の対立が持

ち込まれ、さらに冷戦下の緊張から生じたアメリカ国民のフラストレーションが反映されるようになったため、党派的感情に強く彩られていた。Roosevelt 外交の極端な批判者—たとえば Charles A. Beard, Charles C. Tansill, Harry Elmer Barnes など—は、大統領がヨーロッパ戦争に「裏口」から介入する策略をめぐらし、巧みに日本を対米攻撃にむけたと論難した。「改訂派」と自称する、これら歴史家の極論は、「正統派」の学者—特に William Langer および S. Everett Gleason—の権威ある研究によっておおかた論破されつくしたかのように見えた。ところが新しく、全く異なった角度、つまり「道徳家的・法律家的アプローチ」の非現実性といった観点から Roosevelt と Hull の外交を非難する見方が台頭した。George Kennan の系統をひくこの解釈は、Paul Schroeder

(*The Axis Alliance and Japanese-American Relations*, 1958年出版)によって最も明快に展開されている。

上に見たような接近法は、いずれも主として参戦外交に焦点をあてるものであったため、Rooseveltの極東政策の全貌について歪んだパースペクティブが生じる結果となった。アメリカの参戦外交についてしばしば言われる「硬直性」とか「親中国・反日」的志向といった批判を延長して、1938年以前の対アジア政策にあてはめることが、はたして妥当であろうか。本書の著者 Dorothy Borg は、先入見を捨てて虚心、原資料を丹念に調べあげることにより、1933年から1938年の極東政策を徹視的に描き出した。この手法が、彼女の成果を新鮮味の豊かなものにしてしている点は高く評価されてよい。しかし他方、理論的な枠組みと構成にやや弱く、また広い史観に立つ解釈を慎重に差し控えている点は、同時に本書の一つの限界を示すものと言えよう。

Borg 博士は、現在 コロンビア大学 East Asian Institute の研究員で、すでに *American Policy and the Chinese Revolution, 1925-28* と題する手堅いモノグラフで知られる、アメリカ極東外交史の専門家であるが、ここに紹介する新著は、駆使されている資料の豊富さの点で、以前の研究に比べて一段とすぐれている。根本資料としては、アメリカ國務省の未公開記録、さらに Hyde Park の Roosevelt 文書、Grew, Johnson, Moffat, Davis など外交官の文書、そのほかすでに公表された政府公式文書、当事者の回想録、新聞・雑誌類が克明に参照されている。Hull の回顧録に自己弁明の傾向が強いだけに、彼の未公開文書が利用されていないのが惜しまれる。いまひとつの弱点は、日本側の資料がほとんど用いられていないことである。たしかに、アメリカの政策を分析する場合、ワシントンの立案者が極東情勢をどのように捉えていたかが重要であるが、しかしそれと実態との差や、日米間のコミュニケーション、情報、理解、あるいは主張のずれなどにも双方から光をあてないことには、記述がどうしても一面的に流れ、日米外交のダイナミックスを明らかにするのが困難となる。

本書の扱っている時代は、アメリカ政府がアジアの危機に直面して、なんらかの新しい政策を確立しようと模索を続けていた時期である。その苦しい過程を忠実に再現しようとしている本書からは、ドラマや色彩はあまり期待できない。また、政府首脳による政策決

定よりもむしろ國務省内での政策立案のプロセスに大きなスペースがさかれているのも、上に述べた本書の性格を強めている。結果的には彼らの努力は不毛なものに終わり、アメリカはこの時代を一貫して、消極的な政策を保持したのであった。ではどうして、ワシントン政府は日本に対して宥和政策、強硬反対のいずれの明確な線をも採りえず、徹底した不行動の政策に終始したのであろうか。本書からわれわれが導き出しえる回答は、アメリカ外交における道徳的目標と現実政策の二元性、アジアにおけるアメリカの国家利益の定義づけに関する曖昧さ、米政府機構内のさまざまな対立的見解の不統一が、極東政策の停滞と無力化を招いたということである。

いますこし詳しく本書の内容を取りあげてみると、著者はまず、満州事変後アメリカが一つの「政策転換期」にさしかかっている、アジアにおける目標を再検討しつつあったと論じている。ワシントンの政策立案者たちが、1931-33年の極東の危機から得た教訓は、再びアメリカが主唱して日本に反対し、その敵意を集中的に受ける立場に陥ってはならないということであった。したがって、Stimson 前國務長官が敢然として試みたような平和機構の擁護は、暗黙のうちに棚上げにされ、対アジア政策の主要目標が、まず日米間の緊張を緩和し、いかなる対立の危険をも回避することに置かれるようになる。そのためアメリカ政府は日本に対しては、いきおい事なかれ主義、日中紛争に対しては不介入政策に出て、中国の肩を持つような行動は一切避けた。國務省は日本を刺激することを恐れて、Henry Morgenthau, Jr. の対中国援助案を退けた。

日本に対する神経過敏な態度の背後には、日米戦争への危惧があった、と Borg は指摘する。Grew 駐日大使は、その危険性を誇大視して國務省の注意を繰り返し喚起していたが、彼の見解がアメリカ政府内で相当の影響を持っていたことが明らかにされている。第二に著者は、アメリカ政府が極東における国家利益に、ごく消極的な定義を与えていたことを示している。アメリカは、日本と事を構えてまで保護すべき実質的利害関係をアジアにおいて持ち合せていないという伝統的な考えが、この時代にも支配的であった。

第三に、アメリカの中国観の問題が取りあげられている。Nelson T. Johnson 在華公使をはじめ現地外交官の多くは、国民党による統一政権の見通しすらつかない中国に絶望していた。特にわれわれの今日的な関心をひくのは第七章であるが、アメリカ政府要人や

外交官が抱いていた中国共産党観が綿密に分析されている。彼らの知識は現実から遊離した皮相的なもので、コミンテルンとのつながりや抗日民族統一戦線に対する理解をまったく欠いていた。著者は、悲観的な中国観が当時広くアメリカの与論に行き渡っていたことを、代表的な新聞の論調を調べながら裏付けている。従来の解釈では、アメリカ国民の中国に対する友誼およびそれが政策におよぼした影響度が著しく誇張された点を、本書は訂正している。著者は、アメリカの中国観の冷却化を1933年以後の政策転換期の一現象としてとらえているようだが、しかし実際には中国に対する幻滅感はすでに1921-22年のワシントン会議当時、特に Elihu Root や Herbert Hoover に見られたことを考え合せると、Roosevelt 時代になってこの傾向がいっそう強まったと見るのが妥当であろう。また1930年代の中頃になると Maxwell Hamilton や John V. A. MacMurray などは、共産主義のアジア大陸への進出を警戒し、反共勢力としての日本に対して同情的な姿勢すらとるようになるが、Borg はこのイデオロギー的な側面をじゅうぶん考慮していない。いずれにせよ、1930年代に限らず一般に（1949年以降の）アメリカ人の伝統的な親中国感情と呼ばれるものの実態を、全面的に再検討してみる必要があるようだ。

上に見てきたようなアメリカの現実政策には、しかし重要な限界があった。すなわち Hull 国務長官の標榜する平和と条約順守の原則論であり、非承認主義であった。道徳律のお説教によって国際紛争はすべて解決できるという Hull の信念は、いかなる現実の障害に直面しても揺らぐものではなかったが、日本の政策が表面的には、今日でいう「冷戦」的な手段にとどまっていたかぎり、彼の道徳的積極性は、現実の消極策に優先するものではなかった。

1937年7月蘆溝橋での武力衝突を導火線として日中戦争が始まると、Roosevelt 政権の極東政策は第二期に入り、その主要目標が、国際秩序の擁護という、より積極的かつ普遍的なものに置きかえられた。つまり再び、Stimson 的な姿勢に立ち返ったわけである。

では、日本の侵略を喰い止めるため、アメリカ政府は、実際どのような行動を考えていたのであろうか。従来一般の解釈によれば、Roosevelt 政権は日中戦争勃発後、強硬な政策に出ることを欲したが、国内与論や議会の孤立主義勢力からの圧力のため、いかなる行動も採りえなかったとされるが、本書の後半ではこの

説が効果的に反駁されている。著者はいう。1937年の末になっても大統領は、依然として「日本と戦争したり、戦争に突入する危険の伴う措置を欲していなかった。」「個々の政策の決定にあたってワシントンの指導者たちは、いかなる行動も避けるべきであり、また行動する場合でもそれを最小限にとどめるべきだ」という結論に常に落ち着いた。」したがってここで、アメリカ外交の目標と実際の行動との間のギャップが頂点に達したのである。Roosevelt の、一見大胆に思える「隔離演説」も、実は上のようなディレンマを打開するための、ごく試験的な一方策であったと著者は解釈している。この演説に対するアメリカ与論の反応は、必ずしも否定的ではなかったが、Roosevelt 政権は孤立主義陣営からの反対に神経質なあまり、自らの行動を縛りつける傾向があったという指摘は興味深い。したがって1937年末のブリュッセル会議においても、アメリカ政府は日本に対する経済制裁の問題がとりあげられることに断固として反対したし、また英米共同して日中戦争終結の斡施を行なおうという英国側の提案も拒否して、相変らず日中双方に対する「厳正な不偏不党」の態度を表明し続けた。

日中抗争が全面戦争に拡大するにつれて Roosevelt や Hull は、それを悪化するヨーロッパ情勢との相関関係の中で眺めるようになり、アジアの戦争の波がヨーロッパの危機と合流する危険を喰い止める方策を捜し求めていた、と著者は論じている。しかしこの点をあまり強調するのも考え物である。1937年当時、ワシントンの指導者たちは、日中戦争をどのようにアメリカの国家利益と結びつけるかに関して、現実的な結論に達しえなかった。枢軸陣営からの共同の脅威に対して、アメリカが自国の安全のために世界政策を確立することを余儀なくされるのは、1939年から1940年にかけて欧州戦争がアメリカ外交に大転換をもたらしてからのことである。1938年1月で終わっている本書では、太平洋戦争原因論に直接触れてはいないが、上に見てきた論旨は、William Langer に代表される「国際派」の説——すなわち中国をめぐる日本との対立よりも、「世界危機」からの脅威に重点を置く解釈——を間接に支持することになっている。

本書全体を通じて著者は、現実政策の面を強調するあまり、アメリカの対日態度における消極性を誇張する印象を与えている。太平洋からアメリカの勢力を撤退する意図が Roosevelt 政権になかったことは、1934年のロンドン日米海軍軍縮会議でアメリカが日本側の

主張を強硬に拒否したことに示されている。結果的には不行動の「懐柔」策に傾いたにせよ、ワシントンの政策立案者の間に対日姿勢の微妙な相違が見られたことも等閑視されてはならない。「日本人が理解する唯一の言葉は力」しかないと考え、日本を牽制するにたる強力な海軍を備える急務を説いていたのは、Hornbeck ひとりにとどまらなかった。1930年代後半には日本に対する不信感が蓄積され、それに続く時代の政策に影響したことを考えると、アメリカの中国観と並んで日本観の突っ込んだ分析が欲しかった。

以上述べたような批判は、本書全体の価値を本質的に損うものではない。「真珠湾への道」が日米緊張の直線的な上昇線ではなく、実に複雑な曲折に富む道程であったことを、アメリカ側の資料の緻密な分析により、もう一度われわれに思い起こさせてくれる点で、またアメリカの対外政策にしばしば特徴的な二元性の問題を扱うケース・スタディーとして、本書は貴重である。ちなみに Borg は、本書により 1965年度の Bancroft Prize を受賞した。

(同志社大学アメリカ研究所研究員)

Existentialism and Alienation in American Literature

By Sidney Finkelstein. New York: International Publishers, 1965.

松 山 信 直

この書物の表題は一見したところでは魅力がある。実存主義と疎外とアメリカ文学の三者のつながりが、我々の現代人としての問題意識を刺戟するからである。けれども、この三者がどのようにつながるのかは明らかでない。「実存主義、ならびに、アメリカ文学における疎外」を意味するのか、それとも「アメリカ文学における実存主義と疎外」を意味するのか、表題だけではきめてがたい。この曖昧さは目次をみても解消しない。目次を忠実に概括すれば、曖昧さはかえって増すようにさえ思える。1章から15章まで並んだ目次が示しているのは「実存主義概説、および、アメリカ文学にあらわれた疎外と実存主義」だからである。

Introduction と題された第一章の書き出しで著者フィネルスタインは「この書物は実存主義の研究である。まず、実存主義がヨーロッパにおいて哲学として起つたことを研究し、ついで、その文学への影響、とくに今日のアメリカ合衆国の文学に対する影響を研究する」とのべている。この書き出しから、表題に掲げた疎外はどこに入ってくるのか、という疑念が当然起ってくる。この疑念を解こうともせず著者は哲学と芸術の関係を論じてゆき、両者には哲学者と芸術家がある人々と分ち持っている現実世界という共通の基盤があり、現実に対して、我々の眼と心をどの程度開かせるか、という共通の問題があると論じ、哲学と芸術を「社会的、歴史的ステートメント」としてとりあげるといふ基本的態度を明らかにしている。疎外に言及

がなされるのはその後になつてからであつて、Introduction の結びにおいて著者は再びこの書物の意図にふれ、そこではじめて、疎外を実存主義とアメリカ文学の両者にどのようにつないで論じていくかに言及する。

「この書物の前半では、実存主義哲学の伝統をとりあげ、実存主義の展開の結果、今日のアメリカの知的生活の流れにとり入れられることになつた哲学者たちに焦点をあてる。ここでは彼等の思想が検討され、今日の問題に対する彼等の連関が論じられる。後半においては、疎外の心理的現象をとりあげ、疎外の社会的根源と文学による表現を論じ、疎外を実存主義哲学とアメリカ文学における実存主義の流行との間のつなぎの環として示す。このような立場にたつて、第一次世界大戦後のアメリカの『幻滅』の文学をとりあげ、その中に、後に実存主義的になるような思想の初期の段階をあとづけ、さらに1950年代の文学の『反逆』をとりあげる」。

このように書かれてはじめて、この書物は、実存主義を重点的に概説し、疎外概念を明らかにし、アメリカ文学にあらわれた疎外と実存主義を論じようとする雄大な意図をもっていることがやつと明らかになる。だがこの書物の表題の不親切ともいえる曖昧さは、一つには、実存主義と疎外の結びつきの解釈の甘さに由来しているように思える。

著者は、Introduction でみずからふれた「前半」の